別紙７－１

**税務事務に係る非常時優先業務の対応について**

１　税務部における事務

『大阪市業務継続計画』に記載される財政部の応急対策業務のうち、税務事務に関する以下の手続きに関する事務手順を次のとおり整理する。当該事務手順を基本とし、被害状況に応じて対応を行う。（本要領と併せて紙出力の上、税務部管理課にて常備する。）

令和４年８月１日時点

|  |  |
| --- | --- |
| 手続き | 参照すべき手順等 |
| 市税の減免に係る手続き | ・令和３年11月22日付け事務通知『「災害被害者に対する市税の減免措置について」の一部改正について』。 |
| ・令和３年11月22日事務通知『災害に伴う家屋の固定資産税・都市計画税の 減免措置における被害割合の判定等について』 |
| 申告、申請、請求その他書類の提出期限又は納付・納入の期限の延長に係る手続き | ・災害発生時の申告期限等の延長への対応について（令和２年２月作成） |
| 徴収の猶予に係る手続き | 『共通事務処理フロー（平成29年５月10日）』より抜粋。 |

２　市税事務所における事務

南海トラフ地震及び同規模の災害が発生した場合、「税務事務システム」及び「電子申告システム」等、税務事務に必要なシステムが一定期間、使用できない状況が想定されることから、システム復旧までの間について市民又は納税者等からの問合せに対し、別紙７－２「問合対応内容記入表」を参考に対応内容等を記録することとする。